

改正

平成29年8月31日高砂市訓令第18号

令和3年3月31日高砂市訓令第11号

高砂市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に市の職員が講師として出向き、市政の説明及び専門知識を生かした講習等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民等の学習機会の拡充及び意識啓発を図り、もって市政への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を利用することができる者は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体等とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、市長が別に定め、公表する。

2 前項に規定するもののほか、市長は、前条に規定する団体等からの希望に基づき特別な講座を設けることができる。

(開催日時及び開催場所)

第4条 出前講座は、高砂市の休日を定める条例（平成元年高砂市条例第21号）第2条第1項第2号に規定する休日（当該休日が日曜日及び土曜日に当たる場合を除く。）及び同項第3号に規定する休日以外の日に開催するものとし、開催時間は、午前10時から午後9時までの間の2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

3 前項の開催場所は、出前講座を利用しようとする団体等の代表者（以下「代表者」という。）が手配するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、出前講座の内容が施設見学を伴う場合の開催日時は、当該施設管理者の定める日時とする。

(申込み)

第5条 代表者は、原則として出前講座を利用しようとする日の20日前までに、市長に対し高砂市

まちづくり出前講座講師派遣申込書（様式第1号）により、申込みをしなければならない。

（通知）

第6条 市長は、前条の規定による申込書を收受したときは、その内容を審査した上で、原則として10日以内に講師の派遣の可否を決定し、その旨を高砂市まちづくり出前講座講師派遣諾否通知書（様式第2号）により、代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、講師の派遣に関し、必要な条件を付けることができる。

（派遣の制限等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を講師として派遣せず、又は開催中においては出前講座を中止することができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- （2） 政治的又は宗教的な目的を有するおそれのあるとき。
- （3） 主に営利又は商業宣伝を目的とするとき。
- （4） この要綱の目的に反するおそれのあるとき。

（変更等の報告）

第8条 第6条の規定により講師の派遣の承諾を受けた団体等は、開催日時、開催場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座を利用しないときは、速やかに市長に報告し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（費用負担）

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の利用に際して施設使用料及び材料費等が必要となるときは、出前講座を利用する団体等において負担するものとする。

（結果報告）

第10条 出前講座を利用した団体等は、講座終了後速やかに高砂市まちづくり出前講座実施報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月31日高砂市訓令第18号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日高砂市訓令第 11 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高砂市まちづくり出前講座講師派遣申込書

年 月 日

高砂市長 様

団体名
 代表者 住 所
 氏 名
 電話番号

出前講座の開催を下記のとおり希望するので、講師の派遣を申し込みます。

記

希望する講座名	
希 望 日 時	第1希望 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	第2希望 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
場 所	
参加予定人数	
集会等の目的	
備 考	(開催に際して希望等がある場合は記入してください。)

- (注) 1 おおむね10人以上の団体等が対象になります。講座当日の出席者数についても10人以上となるようにお願いします。
- 2 開催場所は、申込団体の代表者が手配してください。また、開催場所は、市内に限ります。
- 3 所管課の業務等の関係上、日時等でご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 4 この講座では質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受け場ではありませんのでご理解ください。
- 5 政治的若しくは宗教的な目的を有するおそれのあるとき、又は主に営利若しくは商業宣伝を目的とするときは、講師の派遣はできません。

様式第2号（第6条関係）

高砂市まちづくり出前講座講師派遣諾否通知書

年 月 日

様

高砂市長

年 月 日付けで申込みのありました講師の派遣について、下記のとおり派遣をする・派遣をしないこととしましたのでお知らせします。

記

1 次のとおり講師を派遣します。

講座名	
日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
場所	
フリガナ	
講師	所属 氏名 電話番号
派遣条件	

2 次の理由により講師を派遣しません。

理由	
----	--

高砂市まちづくり出前講座実施報告書

年 月 日

高砂市長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

出前講座の実施結果について、下記のとおり報告します。

記

講 座 名			
日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
場 所			
参 加 人 数			
1 今回の講座について (右欄の該当する番号を○で囲んでください。)	(1) よく理解できた		
	(2) 多少理解できた		
	(3) 理解できなかった		
----- (感想を記入してください。)			
2 「出前講座」制度について、希望する講座や要望等がありましたら記入してください。			